

○国立大学法人お茶の水女子大学における施設設備に関する自己点検・評価実施要項

〔令和4年12月14日〕
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学における内部質保証に関する基本方針（以下「内部質保証に関する基本方針」という。）に基づく国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における施設設備に関する自己点検・評価（以下「自己評価」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(自己評価の実施)

第2条 自己評価の項目は、次に掲げる観点に基づき実施するものとする。

- (1) 認証評価機関の大学評価基準
- (2) その他、内部質保証に関する基本方針に規定する内部質保証推進責任者（以下「推進責任者」という。）又は関係部局の責任者が必要と認める観点
- (3) 前号に係る観点の詳細については、別表のとおり定める。

2 実施主体は、次に掲げる者を推進責任者とする。

- (1) 施設設備に関する推進責任者は、総務を担当する副学長とする。
- (2) 施設設備のうち、ICT環境に関する事項の推進責任者は、学術情報を担当する副学長とする。
- (3) 施設設備のうち、附属図書館に関する事項の推進責任者は、附属図書館長とする。
- (4) 施設設備のうち、自主的学習環境に関する事項の推進責任者は、教育を担当する副学長とする。

3 実施頻度は、毎年度（キャンパスマスタープラン検討会及び作業部会は除く）とする。

(関係者からの意見聴取)

第3条 推進責任者は、必要に応じて、第三者評価等、他の評価の結果、及び関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から聴取した意見を活用する。

(改善・向上)

第4条 評価結果の報告は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進責任者は、実施した評価結果を総合評価室へ報告するとともに、内部質保証に関する基本方針に規定する内部質保証統括責任者（以下「統括責任者」という。）に報告する。
 - (2) 統括責任者は、評価結果に基づき改善が必要であると認められる事項がある場合、推進責任者へ改善策の検討及び実施計画の策定を含む必要な措置の実行を指示する。
 - (3) 推進責任者は、前号の指示に基づき必要な措置を講じて、遅滞なく統括責任者へ報告する。
 - (4) 統括責任者は、前号の報告があった場合は、進捗状況を確認するとともに、進捗状況に即した対応を行う。
- 2 評価結果の公表は、総合評価室が推進責任者から報告を受けた評価の結果等を公表するものとする。

附 則

この要項は、令和4年12月14日から施行する。

別表（第2条関係）

項目	観点
施設・設備の整備	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること
実習施設等	法令が定める実習施設等が設置されていること
施設及び設備の安全性	施設・設備における安全性について配慮していること
ICT 環境	教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し、それが有効に活用されていること
附属図書館	大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること
自主的学習環境	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が整備され、効果的に利用されていること
キャンパスマスタープラン （原則5年毎に見直す）	キャンパスマスタープランに基づく施設マネジメントが適切に行われていること

